

公開用	

令和 8 年 3 月

## 第 33 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟501会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名  
 欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
6	舩津鎮男	出
13	吉村郁子	出
8	藤川放作	出
11	大田完治	出
12	長城彰	出
7	西村直仁	出
1	西本一美	出
2	石本浅夫	出
9	繁永國廣	出
5	川本博	出
3	松本功	出
4	富田和重	出
10	沼口宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第121号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第122号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第123号	農地転用計画変更申請について
報告第18号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 33 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。  －委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 121 号から議案第 123 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしく申し上げます。最初に、議案第 121 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 121 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 3 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 8 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に今元地区の地区番号 1 番、延永地区の地区番号 7 番について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今元地区の地区番号 1 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により■■■■委員の退室を求めます。  －■■■■委員退室－
会長 事務局	今元地区の地区番号 1 番について地区担当職員より報告願います。 今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字今井■■■■、田、1,548 m <sup>2</sup> 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。今元地区の地区番号 1 番についてご質疑ありませんか。  －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今元地区の地区番号 1 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。  －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、■■■■委員の入室を求めます。  －■■■■委員入室－
会長	次に、延永地区の地区番号 7 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により■■■■委員の退室を求めます。  －■■■■委員退室－
会長 事務局	延永地区の地区番号 7 番について地区担当職員より報告願います。 延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。

<p>会長</p>	<p>物件の表示は、大字延永■■■■、田、720 m<sup>2</sup>、外1筆計2,350 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>報告が終わりました。延永地区の地区番号7番についてご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。</p> <p>延永地区の地区番号7番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認めます。ここで、■■■■委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－■■■■委員－</p>
<p>会長</p>	<p>次に、今元地区の地区番号1番を除いた1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。物件の表示は、大字今井■■■■、畑、273 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。父から子へ贈与により、所有権を移転するものということで、申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>次に、仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>大田委員</p>	<p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。物件の表示は、大字高瀬■■■■、畑、584 m<sup>2</sup>、外1筆計887 m<sup>2</sup>。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>次に、今川地区の1件について地区委員より報告願います</p>
<p>繁永委員</p>	<p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号4番。物件の表示は、大字大野井■■■■、田、1,762 m<sup>2</sup>、外2筆計2,381 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、古賀市■■■■、■■■■さんです。父から子へ贈与により、所有権を移転するものということで、申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>

会長 川本委員	次に、稗田地区の1件について地区委員より報告願います。 稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号5番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、408㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 富田委員	次に、延永地区の地区番号7番を除いた1件について地区委員より報告願います。 延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。物件の表示は、大字長木■■■■、畑、294㎡、外2筆計1,660㎡。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 沼口委員	最後に、椿市地区の1件について地区委員より報告願います。 椿市地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、1,074㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第121号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第121号、農地法第3条の規定による許可申請8件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第122号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第122号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和8年3月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請、■■■■、以下3件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の1件について地区委員より報告願います。

<p>船津委員</p>	<p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、東大橋■■■■■、田、912 m<sup>2</sup>。所有者は、宮崎県宮崎市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲 1 区画 912 m<sup>2</sup>。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>次に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字今井■■■■■、田、750 m<sup>2</sup>。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 131.23 m<sup>2</sup>、車庫 1 棟 43.06 m<sup>2</sup>、その他 575.71 m<sup>2</sup>。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>富田委員</p>	<p>延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字草野■■■■■、畑、738 m<sup>2</sup>。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 226.67 m<sup>2</sup>、その他 511.33 m<sup>2</sup>。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域の用途区域内にある第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 122 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 122 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 123 号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>

事務局	<p>朗読します。議案第 123 号、農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のある転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 8 年 3 月 10 日提出、行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、■■■■ 以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。今元地区の 1 件について、地区委員より報告願います。</p>
藤川委員	<p>今元地区 1 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 1 番。計画変更申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は平成 19 年 12 月 19 日。変更する土地は、大字今井■■■■、1,111 m<sup>2</sup>となります。当初計画は建売住宅を建築するもので建売住宅 3 棟 171 m<sup>2</sup>、その他 940 m<sup>2</sup>です。施工主は■■■■。変更計画は貸駐車場を設置するもので貸駐車場 1,111 m<sup>2</sup>です。施工主は■■■■さんです。変更する理由としては、■■■■が建売住宅を建築する目的で農地転用許可を受けたが、■■■■が貸駐車場を設置する計画変更を行うということです。以上です。</p>
会長	<p>報告が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 123 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 123 号、農地転用計画変更申請 1 件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、報告第 18 号非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 18 号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和 8 年 3 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長 石本浅夫。記、①■■■■、■■■■、■■■■。土地、行事■■■■、田、369 m<sup>2</sup>。理由、当該農地は、20 年以上住宅用地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。7 番、西村委員 8 番、藤川委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

